

介護のための休暇制度について学習しよう！②

学ぼう権利！使おう権利！④6

この前教えてもらった3つの介護のための休暇制度を利用しようと思ったんだけど、どれを使えばいいかわからないなあ。

任せるウッシ！今回はもう少し詳しく教えるウッシ！



介護のための休暇制度の特徴について

休暇の名称	介護休暇	介護時間	短期介護休暇（特別休暇）
概要	6カ月以内であれば3回に分割して取得可能。 →長期の場合でも、介護が必要な時期だけ取得ができるから安心！ →共済からの手当支給も介護休暇取得期間の累計が66日まで保障！	3年の期間内で30分単位の取得可能。 →介護休暇よりも長い期間取得が可能！ →毎朝介護をしてから出勤や早く帰って介護をする人にオススメ！	年5日で時間単位の取得が可能。 →例えば、けが等で通院の介護が必要な場合など年次簿への記載のみで比較的簡単に取得できる！ ※状況によって別資料が必要になる場合も。

ということは、急遽病院に連れて行かなきゃいけないときは『短期介護休暇』が使えるな！あとはその後の経過によって『介護休暇』になるか『介護時間』になるか…

「勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しない」ことになっているウッシ！せっかく拡充してきた権利も行使しなければ削られてしまうウッシ！
みんなで積極的に「権利行使」するウッシ！

『介護時間』は無給だけど、昇給・勤勉手当で不利にならないかしら？



岩手教育会館の 駐車場利用について

岩手教育会館には、盛岡城跡公園側から入れる屋内駐車場がありますが、この駐車場を利用する際、学校生協組合員には割引券が発行されます。



割引 1回につき1時間分（300円）
方法 駐車場にて受付券を発券し、イリスカードと一緒に、1階の守衛さんに提示する。



岩手教育会館のホームページには、様々な活動の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

ホームページに 通知等を掲載 しています

岩教組のホームページには、岩手県教育委員会が発行した「岩手県教職員働き方改革プラン」「岩手県における部活動の在り方に関する方針」や、文部科学省が発行した働き方改革に関する通知を掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

